

## 經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律 第二條にいう「其ノ職務」の意義

秋 山 哲 治

### 《公訴事實關係》

被告人甲は、地方鐵道法第十二條の規定による免許を受けて地方鐵道業を營む土佐電氣鐵道株式會社の常務取締役であり、且つ臨時建設部長を兼任することになり、電化工事に關する請負契約の締結と工事の監督に當る職務を擔當していたものである。

被告人乙は、前記會社の主任技術者であるが、兼ねて臨時建設部次長に就任し、電化工事の實施に當りその技術面を監督する職務を擔當していたものである。

被告人丙は、近畿電氣工事株式會社の常務取締役であり、土佐電氣鐵道株式會社の鐵道線路の電化工事に關し、その架線工事を請負うに當つて會社を代表し折衝に従事したものである。

被告人甲は、昭和二三年一月二五日自宅において、被告人丙より現金二五萬圓を次のような意味において收受した。即ち、土佐電氣鐵道株式會社が經營する後免、安藝間の鐵道線路を電化するについて、その架線工事を近畿電氣工事株式會社が請負うに當つて、その謝禮並に將來工事の施行に關し便宜な取扱を受けたいことの謝禮の趣旨のものである情を知り乍ら、その職務に關し收賄したものである。

被告人乙は、昭和二三年一月二五日自宅において、前記電化工事の實施に當り將來便宜な取扱を受けたいことの謝禮の趣旨で交付するものである情を知り乍ら、被告人丙から現金一〇萬圓を收受し職務に關し收賄したものである。

被告人丙は、被告人甲及び乙に對し前記金額を各々前記趣旨における請託の下に贈賄したものである。

以上被告人甲乙の行爲は經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律第二條に、被告人丙の行爲は同法第五條に違反する。

《第一審判決要旨》(高知地方裁判所昭和二七年一月一〇日判決)

被告人甲と被告人丙との間には、金員が授受された事實の證明がない。被告人乙と被告人丙との間に金員の授受があつた事實は認めることができるが、檢察官が主張するような趣旨の下に授受された點の證明がない。以上によつて各被告人は各々無罪である。

(高裁判例集第六卷第八號一〇五九頁參照)

《第二審判決要旨》(高松高等裁判所昭和二八年七月二八日判決、棄却)

被告人甲及び同乙は經濟關係罰則の整備に關する法律第二條別表乙號三十に所謂地方鐵道法第十二條の規定に依る免許を受け地方鐵道業を營む會社の役員に該當することは明らかである。本件公訴事實によると被告人甲、同乙は電化工事の請負契約並びに工事施行等その職務に關して被告人丙から賄賂を收受し、被告人丙は、右甲、乙の職務に關し同人等に賄賂を供與したと云うのであるが、元來、經濟關係罰則の整備に關する法律第二條にいうところのその職務に關しとある職務とは、同法別表乙號に掲げたものもつ職務全般を指すものではなく獨占事業會社が行う事業の内、獨占的性質を持つ事項を内容とする事務若しくは、その統制團體の行う事務の内統制に關する事務即ち、その本來の事業に關する事務だけに限るべきものと解するを相當とする。尤も同法第二條には單にその職務に關しと規定し職務の内容については格別制限を明記してはいないけれども、同法が特にその内容とする事務の公共的性質に鑑み、獨占的業務の規制並びに經濟統制の必要上その罰則の強化を目的として商法第四九三條の特別法として立法せられた趣旨、及び、經濟關係の罰則整備に關する法律第一條所定の團體等の役員が公務員と看做される旨規定されているに反し同法第二條所定の役員は公務員と看做されず、同法第一條と區別されている點などから見てかように解釋するのが最も立法の趣旨に副うものと云うべきである。或はその業務とは右の如き會社團體等の本來の業務に關する事務のみに限らず、これらの業務と密接の關係にある事務をも含むべきものと解する説があるかも知れないが斯かる曖昧な解釋は刑罰法規の解釋として適正でないのみならず、立法の趣旨並びに他の罰則との關係につき前段に説明したところに徴しこれを肯認しない。

今本件についてこれを見るに地方鐵道法に依つて營業する土佐電氣鐵道株式會社の業務中當然に獨占となるべき業務とは勿論運輸に關する業務であり、同會社が線路の一部を電化するに當りその電化工事を請負わすことは會社の業務の一部には相違ないけれども鐵道會社の當然に獨占となるべき業務には當らないからこれを以つて經濟關係の罰則整備に關する法律第二條に於てこの役職員の職務とは云うことはできない。然らば、被告人甲、同乙が右電化工事の施行に關し假に公訴事實の通り被告人丙から金銭的利益の供與を受けたとしてもこれを同法第二條を以つて間擬することはできない。従つて被告人丙に對しても同法第五條を適用すべき限りでない。(高裁判例集第六卷第八號一〇四二、三頁參照)

△最高裁判決要旨△(昭和三〇年五月一〇日第三小法廷判決 破棄差戻)

「經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律」二條が、同條の定める會社、組合またはこれらに準ずるものについて、その事業または業務を限定するところにかんがみるときは、同條に於て役職員の職務とは、その職務であれば右に於ていう事業または業務にかゝりなく、すべてを含むと解すべきでないことというまでもないが、他面、立法の趣旨がこれらの事業または業務の公共的性質に主眼をおくことを考え合わせると、これを嚴に本來の獨占的または統制的性質をもつ事務に局限すべきでなく、本來の事業または業務を行うために必要な關係にある事務をも含むものと解するのを相當とする。本件土佐電氣鐵道株式會社が右法律二條別表乙號三〇に於て「地方鐵道法第十二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鐵道業ヲ營ム」者である以上、同會社が線路の一部を電化するに當り、その架線工事を請負わせることは、その會社の本來の事業たる運輸事業自體とはいえないが、これを行うために必要な關係にある事務であること明らかである。従つて右會社の役員がこのような事務を擔當している場合にはその事務は右法律二條のいう職務に當るものと解しなければならぬ。(最高裁判例集第九卷第六號九七五頁參照)

△批評△

批評の主題乃至目的は、「經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律」(以下單に法といふ場合がある。)第二條に於て「其ノ職務」ノ意義を

検討することにある。上記引用した第一審第二審及び最終審の判決の中、第一審は直接この問題に觸れるところはない。従つて、本稿は高裁の判決、これに對する檢察官の上告趣旨における見解及び最高裁の判決をめぐつて検討することになる。

「其ノ職務」の意義についての解釋としては、一應次の四種の解釋がみられる。

第一、役職員の職務であれば、それが法の規定する本來の事業または業務に關係のないものであつても全てを含む。

第二、職務の全てのみならず更に職務自體でなくとも、それに密接に關係する事務をも含む。

第三、本來の獨占的または統制的性質をもつ事業または業務に限定さるべきである。

第四、その職務の全てを含まないが、本來の業務に限定すべきではなく、本來の事業または業務を行うために必要な關係にある事務をも含む。

原審高等裁判所が第三の見解を採り、最高裁が第四の解釋を下すものであることは云うまでもない。これらの見解を検討する前に一應檢察官が如何なる主張を以て上告の趣旨とするものであるかを吟味してみよう。主張の基本は次に引用するところに盡きる。即ち、「法第二條所定の會社若しくは組合又は之等に準ずるものの役職員の職務に屬する事務であるならば當該會社等のなす獨占的業務又は經濟統制に關する業務それ自體は勿論のこと直接斯る性質のものでなくとも苟くも當該役職員の職務に屬する事務であれば足り、更に進んで職務自體に非らずとも職務と密接な關係ある事務をも包含するものと解すべきである。」といふのである。そして、このように見解は既に大阪高等裁判所の判決において採られるものであり、原審判決はこの大阪高裁の判決に違反するものとするのである。そこで、大阪高裁の判決の問題となる要點を摘示してみよう。「……本條の適用を受ける役職員の屬する會社等については經濟の統制を目的とする法令により統制に關する業務をなすもので別表乙號に掲ぐるものという制限を設けているが、その役職員の賄賂罪の對象となる職務については法文上單に「其ノ職務」と記載し特にその職務の内容について制限を設

けていないばかりでなく、元來右にいう様な業務は國の行う經濟政策の一環として爲すものであつてその性質上一種の公務に準ずると見らるべきものであるから、斯る業務を司る會社等の役職員は公務員と同じく常に公正な執務の態度を要請せらるものであるに鑑み、本案は右會社等の内特に重要と見られる別表乙號に指定したものの役職員<sup>(一)</sup>の地位そのものを罰則の適用について公務員に準ずるものとし、その職務に關する限り、それが統制に關する業務自體であると否とを問はず賄賂罪として處罰する趣旨と解するのが相當である。(高裁判例集第五卷第一一號二〇〇二、三頁)之を要するに、役職員<sup>(一)</sup>の地位そのものの公務員的人格に基いて役職員<sup>(一)</sup>の一切の職務が賄賂罪の對象となる、とするものである。

云うまでもなく、檢察官の主張は前記第二の解釋であり、大阪高裁の見解は第一の解釋と推察される。しかし、果してこのような見解が妥當であるか、先づこの點から検討を始めよう。「その性質上一種の公務に準ずると見らるべきものであるから」、このような業務を擔當する會社の役職員が公務員と同様に公正な執務の態度を要請せられるものである、という主張は首肯しなければならぬものである。しかし、その事から、直ちに、會社の役職員<sup>(一)</sup>の地位そのものが常に公務員に準ずるものとなり、更に、その職務内容において全く公務的性質を持たないものまで、公務の執行と同様である、とする結論が生ずるであらうか。この、結論は法第一條と第二條との差異を見落すものと云わなければならぬ。寧ろ、公務に準ずる業務を擔當する限りにおいてのみその業務執行が公務的公正を要求せられるのである。公務員に準ずるとは、そのように理解すべきである。私的會社の役職員<sup>(一)</sup>の地位は、本來公務員である者の地位とは異なるものがある。即ち、公務員の職務は一切が公務である。權限上の職務ではなくそれに密接に關係する職務であるとされるものも公務であるはずである。この點、刑法上の賄賂罪において權限上の職務のほかにこれに密接な關係ある事務を含むと解することが是認せられるとして、この解釋を本件の如き場合にも適用することの不當は、後に述べる觀點よりしても一層明かである。元來、本件における私設鐵道會社の如きは、その本來的な獨占的運輸事業の外に多くの非公共的な營利事業をも經營することが常態である。例へば沿線の住宅、劇場、百貨店、運動場等々。

これらの事務は必然的に会社の役職員の職務とならざるを得ない。これらの職務の執行がはたして公務員に準ずるとされる役職員の地位に基いて、尙、公務執行と同様の性質を與えられるのであろうか。經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律第二條「：：其ノ他其性質上當然ニ獨占ト爲ルベキ事業ヲ營ミ若ハ臨時物資需給調整法其ノ他經濟ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ關スル業務ヲ爲ス會社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ」の規定は、その職務内容を獨占となるべき事業若くは統制に關する業務に制限するものであると解すべきである。檢察官が「それは本條の賄賂罪の對象となる役職員の身分を定める意味において漸く限定したにすぎないのであつて、：：：何等當該役職員の職務の範圍を限定する趣旨のものではないのである。」(最高裁判例集第九卷第六號九)とする主張は適當ではない。最高裁のこの點に關する解釋は檢察官の見解から離れたものがある。即ち、「法八三頁」(最高裁判例集第九卷第六號九)とする主張は適當ではない。最高裁のこの點に關する解釋は檢察官の見解から離れたものがある。即ち、「法二條が同條の定める會社、組合またはこれらに準ずるものについて、その事業または業務を限定するところにかんがみるときは、同條にいう役職員の職務とは、その職務であれば、右にいう事業または業務にかかわりなく、すべてを含むと解すべきでないことというまでもない」としているのである。

以上において、法二條にいう「其ノ職務」が役職員の一切の職務を意味するものでないことが確かめられた。ところで、最高裁判所は「これを嚴に本來の獨占的または統制的性質をもつ事務に局限すべきでなく、本來の事業または業務を行うために必要な關係にある事務をも含むものと解するのを相當とする。」という注意檢討すべき見解を表明してあるのである。その立場の根據は「立法の趣旨がこれらの事業または業務の公共的性質に主眼をおくことを考え合わせる」(最高裁判例集第九卷第六號九七五頁)ことにある。要するに、本來的獨占の業務に必要な關係にある業務であれば、たとえ、それが非獨占的業務であつても法二條にいう職務に當るものとの解釋である。まさにこの解釋の妥當性の如何が解明されなければならぬのである。問題は必要性の意義、必要な關係にある業務の性質とその範圍を如何に定めるか、である。

判例は云う。「本件會社が法律二條別表乙號三〇にいう「地方鐵道法第十二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鐵道業ヲ營ム者」である以上、同會社が線路の一部を電化するに當り、その架線工事を請負わせることは、その會社の本來の事業たる運輸事業自體とはいえないが、これを行うために必要な關係にある事務であることは明らかである。」まさにそれは必要な關係にある事務に相違ない。併し、それでは必要な關係にない事務とはどういふ事務であろうか。鐵道線路の敷設、車輛の購入、社屋の建築、廣告宣傳、勞務者の雇用、事務用品の購入等々列舉し難いほどの多くの事務は全て必要な業務である。獨占的な運輸事業自體に必要なものでないとしても運輸事業の經營そのものに對しては運動場、百貨店、劇場、住宅等々の經營も亦必要な關係にあるものと云わなければならない。判例の必要な關係にある業務と云うのは、おそらく、必然不可欠の關係にあるもの、というほどの意味であろうか。それにしても、勞務者の雇用は必然不可欠の關係がある。人事に關する職務を擔當する者が雇用に關して、賄賂を收受したとして本法の收賄罪を構成するであろうか。或いは、客の輸送にあつては切符の發賣從つて切符の製作印刷は必要な關係にある業務である。印刷に關しての賄賂を收受したとしてどうであろうか。元來、或業務とそれに必要な關係にある業務とは、その性質を全く異にしたものがある。例えば教育を行うためには教室なり運動場の物的施設を必要とする。しかも、教室、運動場を設備することはそれ自體教育ではない。更に教室を何人をして建築せしめるかは尙別の事務であるとしなければならぬ。本件の場合に於ても、輸送事業に車輛、規道、架線等の設備が不可欠的物的條件であることは云うまでもない。併し、輸送事業とこれらの物的施設をなす事務とは異なるものであり、更に、物的施設をなすに當つて何人にこれを請負わしめるかの事務とは異なる。これらの事務は各々その性格を異にする。即ち、輸送は社會一般の公共的利害に關する事務であり、物的施設をなすことは輸送のための物的條件として、これらの施設は公共安全の立場から一定の安全性を有することを要求される。しかし、物的施設をなす際、これを入札に付すや否や、何人をして請負わしめるかの事務は全く會社の便宜、自由、判斷に基いてなさるべきことであつて、その性質たるや公共的利害を離れた全くの私的事務と云わなければならない。運輸の業務のためには物的施設を必要とし、物的施設のためには何

人かにその調製を依頼することを必要とする。かゝる意味において運輸業務と工事請負契約事務とは必要な関係にあると云えばそれまでである。併し乍ら、何人かをして請負わしめる必要性と、多數請負希望者の中から特定の者を選定して請負わしめる必要性とはその意義において異なるものがある。即ち、具體的な請負者がAであつてもBであつても必要性を充たすのであつて、AなりBなりを選定することは全く會社の便宜によるものである。この場合、まさに公共的業務と私的業務とが必要な関係にある。しかし、業務の公共的性質の故に立法を必要とされた規定が私的業務に對し、必要な関係という理由に基いて當然に適用されるものであろうか。「立法の趣旨がこれらの事業または業務の公共的性質に主眼をおくことを考え合わせると」、この法條にいう「其ノ職務」の意味をこゝまで擴大することに疑問を抱かざるを得ない。最高裁の判決は、こゝに「必要な関係」という概念を持ち出して事を處理しようとしたのであるが、明らかに問題を藏するものと云わなければならぬ。

配電會社における「機器の修理契約その代金の支拂手續」や「變壓器等古機械の拂下」の業務が、「經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律」第二條にいう「其ノ職務」にあたるものとする、本件後の判決がある。(最高裁判例集第九卷第九號一八〇五頁以下參照)

「本來の事業または業務を行うために必要な関係にある事務を含む」とする見解からの結論である。最高裁は一方で「その職務であれば、同條にいう事業または業務にかゝりなく、すべてを含むと解すべきこというまでもないが」として、折角、職務の内容を限定的に解釋しようとし乍ら、他方では、「必要な関係」という極めて融通自在は概念によつて、寧ろ制限なく全ての業務を職務とする解釋をとるものであり、首尾一貫しないものと云わざるを得ない。如何なる業務であつても何らかの意味においてそれが必要な関係にあるとすることができからである。

法がその規制を必要とする公共性を有するか否かが、法の對象たる職務を區別するのである。職務の公共性の認識は、法第一條法二條とでは異なるものがあり、更に法二條にあつても、銀行業務、配電業務、鐵道業務においては各々異なることを注意しなければならぬ。最高裁の判旨に對し極めて強い不満を抱くものである。